

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱

令和3年5月26日

告示第60号

(目的)

第1条 この要綱は、障がい児が身近な地域で支援を受けられる環境を整備し、生活支援の充実を図るため、放課後等デイサービス事業所（重症心身障がい児向けを除く。）が未設置となっている当町において事業者の新規参入を促進することを目的として、開設当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなかった報酬の一部を補助する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、多可町とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「放課後等デイサービス事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に基づく放課後等デイサービス（重症心身障がい児向けを除く。）事業所をいう。（既存の障がい児通所事業所と一体的に運営される事業所を含む。）

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、放課後等デイサービス事業所として、町内で初めて事業指定を受けた事業所を運営する法人とする。

(補助対象経費、補助上限額、負担割合)

第5条 補助対象経費、補助上限額、負担割合は、次表のとおりとする。

補助対象経費	月ごとに下記の計算をする。 (定員10人×月の開所日数－月の利用児童の利用日数の合計) ×放課後等デイサービス事業の指定定員10人における基本報酬単価 ※経費の計算にあたっては、定員10名を上限とし、事業所が定める定員が9名以下の場合、事業所が定める定員の開所日数を基準にする。 ※補助期間は事業開始月から1年間とする。
補助上限額	1,800,000円 ※事業が次年度に及ぶ場合は、補助金の額を通算します。
負担割合	町1/4 事業所3/4

(補助金の額)

第6条 町長が事業指定を受けた事業所を運営する法人に交付する補助金の額は、月ごとに前条に定める補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とする。

2 補助金の額は、千円単位とし、千円未満については切り捨てるものとする。

3 補助金の総額は、前条に定める補助上限額までとする。

(承認の申請)

第7条 承認の申請は、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請書（様式第1号）に承認申請情報提供書（様式第2号）、収支計画書（様式第3号）、開設

予定地の地図（様式任意）、予定事業所の平面図（様式任意）を添えて行うものとする。

（承認申請の辞退）

第8条 前条の規定により承認申請をした後に、承認申請を辞退するときは、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請辞退届出書（様式第4号）により行うものとする。

（承認する事業者の選定）

第9条 承認する事業者の選定は、公募により行い、詳細は別に定めるものとする。

（承認の決定通知）

第10条 承認の決定は、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 月次の実績報告は、翌月の10日までに多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実績報告書（様式第6号）に、当該月に利用された児童全員の障害児通所支援給付費・入所給付費等請求書及び放課後等デイサービス提供実績記録票の写しを添えて行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の請求は、翌月の10日までに多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金請求書（様式第7号）に多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金額計算書（様式第8号）を添えて行うものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は前条に規定する請求書が提出されたときは、請求内容を確認し、請求月の翌月末に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助の決定を受けたとき。
- (2) その他、適切な運営がされていないと認められたとき。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月14日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業の承認を受けたいので多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所 所在地
名 称

- 2 添付書類
 - (1) 承認申請情報提供書（様式第2号）
 - (2) 収支計画書（様式第3号）
 - (3) 開設予定地の地図（様式任意）
 - (4) 予定事業所の平面図（様式任意）

様式第4号（第8条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請辞退届出書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業承認申請を辞退するので多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 事業所 所在地
名 称

2 辞退の理由（別途、資料により理由を述べていただいても構いません。）

--

様式第5号（第10条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

多可町長

印

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業の承認について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 審査内容 ・ 事業の承認について

- 2 決定内容 ・ 承認する ・ 承認しない

- 3 事業所 所在地
名称

様式第6号（第11条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実績報告書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業に係る実績について、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業所 所在地
名 称

2 サービス提供年月 年 月

3 添付書類

- (1) 当該月に利用された児童全員の障害児通所支援給付費・入所給付費等請求書の写し
- (2) 当該月に利用された児童全員の放課後等デイサービス提供実績記録票の写し

様式第7号（第12条関係）

多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金請求書

年 月 日

多可町長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名

〇年〇月〇日付け多福第〇号で承認された多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金を、多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業所 所在地
名称
- 2 補助金請求額 円
- 3 サービス提供年月 年 月
- 4 添付書類
・多可町放課後等デイサービス事業所新規開設支援事業補助金額計算書（様式第8号）
- 5 振込先口座

銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号					
		普通預金 当座預金 その他 ()						
金融機関コード	店舗コード							
フリガナ								
口座名義人								

